

保健師修学資金貸与制度のご案内

● 竜王町保健師修学資金貸与制度とは

保健師養成課程に在籍している方で、卒業後に竜王町にて働く意思がある方に、勉学のための必要な資金を貸与する制度です。

修学資金は貸付金ですので、貸与を受けた方は竜王町に対し債務（借りたお金を返済する義務）を負うことになります。そのため、貸与が終了した後に必ず返還しなければなりません。

ただし、卒業後竜王町にて保健師として2年間以上業務に従事された場合、手続きにより債務の免除を受けることができます。

申請をする前に、卒業後竜王町にて2年間以上継続して働く意思があるのか、十分検討してください。

なお、申請者数が予定枠数を超える場合は、希望者全員に貸与できないことがあります。

● 条件

現在、保健師を養成する施設に在学し、卒業後竜王町にて保健師として継続して2年間以上業務に従事する意思を持っていること。

● 貸与月額

月額 20,000 円／月

● 貸与方法

9月と1月にそれぞれ6か月分をまとめて申請の際に指定のあった銀行口座に振り込まれます。本人以外の名義の口座を指定することはできません。

婚姻などによる氏名変更、銀行の統廃合により口座に変更があった場合は、変更の手続きを行ってください。

● 申請期限

令和6年7月31日（水） 17時まで ※郵送の場合、当日消印有効

● 提出書類

① 保健師修学資金貸与申請書

② 履歴書

③ 保健師養成施設の在学証明書

④ 健康診断書

作成後1か月以内で、国立・公立医療機関にて作成したものに限る。

⑤ 連帯保証人となるべき者の保証承諾書

連帯保証人の自署、実印での押印をすること。

⑥ 連帯保証人となるべき者の前年分の収入が分かる書類

源泉徴収票、課税証明書等

⑦ 住民票

発行後3か月以内のものに限る。

⑧ 口座振替依頼書

振込先口座は貸与者本人の名義の口座に限る。

⑨ 振込先口座に指定する通帳の写し

● 連帯保証人

連帯保証人は、債務者と同様の責任を負いますので、債務の全額の返済を求められることがあります。

修学資金の貸与を受けるには連帯保証人が2名必要です。連帯保証人になる方には事前にこの制度についてよく理解していただいた上で保証承諾書に署名を求めてください。

〈連帯保証人の資格等〉

- ・ 一定の職業を有し、独立の生計を営む成年者
- ・ 連帯保証人2名はそれぞれ別住所の者であること（ただし、どちらか1名は貸与者と同住所でも可）
- ・ 貸与者が未成年（18歳未満）の場合は1名を法定代理人（親権者）とすること

● 貸与期間

修学資金は1年単位で貸与を行います。今年度に貸与決定を受け、次年度も引き続き貸与を受けようとする場合は、次年度に継続申請が必要です。

また、各学年1回のみとなりますので、留年等の理由により進級できなかった場合は次の学年に進級するまでの間、貸与を受けることはできません。

● 貸与の停止・解除

貸与決定を受けた後でも、休学等された場合は貸与が停止されます。速やかに手続きを行ってください。（手続きが遅れると一部返還が必要な場合があります。）

また、次の場合には貸与契約を解除し、修学資金を全額返還していただきます。

- ① 退学したとき
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- ⑤ 死亡したとき
- ⑥ その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

● 返還

前述の貸与契約が解除になったときのほか、次の場合には修学資金を全額返還していただきます。

- ① 養成施設を卒業した日から3か月以内までに竜王町の職員にならなかったとき
- ② 竜王町の職員となった日から1年以内までに保健師にならなかったとき
- ③ 返還の免除の手続きを行う前に公務外の事由により死亡したとき
- ④ 竜王町において保健師として業務に従事した期間が貸与を受けた期間未満のとき

また、以下の場合は修学資金の一部を免除することができますが、一部を返還していただきます。

- ① 竜王町において保健師として業務に従事した期間が貸与を受けた期間以上で2年未満のとき
- ② 死亡または心身に著しい障害を有することにより修学資金を返還することができなくなったとき

● 返還方法

一括または分割して返還していただきます。ただし、分割して返還する場合も、貸与を受けた期間内に均等払いにより返還しなければなりません。

（例）36か月貸与を受けた場合 = 36か月以内に返還

町の指定する納入期限までに返還金を納付しなかった場合は延滞金（年率14.6%）が発生します。